

○ 茨城県立医療大学附属病院医療放射線管理委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程及び茨城県立医療大学附属病院診療用放射線の安全利用のための指針（以下「指針」という。）に基づき、附属病院医療放射線管理委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医療放射線安全管理責任者
- (2) 診療部医師 1名
- (3) 医療技術部長
- (4) 医療技術部放射線技術科長
- (5) 看護部看護師 1名
- (6) 放射線取扱主任者
- (7) 放射線安全管理者
- (8) 病院管理課員
- (9) その他病院長が必要と認めた者

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指針の改訂に関する事項
- (2) 放射線診療のプロトコルの確認に関する事項
- (3) 被ばく線量管理の確認に関する事項
- (4) 放射線診療に関連する有害事象等の発生時の対応に関する事項
- (5) その他診療用放射線の安全利用について必要な事項

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、医療放射線安全管理責任者が就任する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員会は、原則として年1回以上開催する。ただし、委員長が必要と認めたときには、臨時に委員会を開催することができる。

(会議の成立)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員が委員会に出席不可能なときは当該部署より、代理者を出席させるものとする。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の職員を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第8条 議事録は、委員が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録1部を院長に提出し、以って報告に代えるものとする。

(公開)

第9条 委員会での審議結果については各部署へ周知徹底をはかる。ただし、審議内容によってはこの限りでない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、病院管理課で処理する。

付 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。